

令和6年6月
原子力規制委員会原子力規制庁

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「令和6年度～令和11年度原子力施設等防災対策等委託費（環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務）事業」については、下記のとおり契約を締結しました。

記

1 契約相手方の名称、住所及び代表者の氏名

千葉県千葉市稲毛区山王町295番地の3

公益財団法人日本分析センター 理事長 川原田 信市

2 契約金額

1,260,684,339円（税込み）

3 事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）事業の詳細な内容

（1）－1 結果収集事業の概要

ア 対象となる事業の概要

当庁では、全国における原子力関係施設等からの放射線の影響の有無を把握することを目的として、様々な放射線監視結果・測定結果のデータ収集等を行い、これを適切にデータベース化するとともに、当該データベース等について検索機能等を設けたウェブサイトを通して公開し、放射線データ等に关心を持つ研究者や広く国民に対して放射線データを提供している。

さらに、効率的・効果的にデータの収集及び公開を行えるよう、当該データベース等のシステムの見直しを行うとともに、特にウェブサイトの公開方法は、現行の収載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるよう新たに設計するものである。

イ 結果収集事業で求められるシステムの機能

結果収集事業で得られた環境放射線データは、当庁が公表する「環境放射線データベース」（※）として公表することを前提に、データベースとして利用可能な加工及び管理を行うものである。

結果収集事業のシステムとして求める機能は、47 都道府県に設置されているモニタリングポストからデータを収集し、リアルタイムで放射線情報を検索、公表することが可能であること。また、環境放射線データを収集した後、収集データの検証及びデータベース上に入力し、容易に検索することが可能で、データベースのデータを用いて図表を作成し、それらをデータベース上で管理することができる機能を有するものとする。

※<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

ウ 結果収集事業のシステムの構成及びシステムの更改

(ア) 結果収集事業のシステムの構成

結果収集事業のシステム（以下「現行システム」という。）は、環境放射線データベース管理システム（以下「管理システム」という。）、データ公開用システム（以下「公開システム」という。）及びモニタリングポストデータオンライン収集システム（環境放射能水準調査に係るものに限る。以下「MPシステム」という。）の3システムから構成されている。この3システムは、それぞれのシステムの新規構築時期が異なっており、また、これまで更新時期が重なることもなかったため、それぞれ独立したシステムとして構成されている。

(イ) システムの更改

システムの更改では、より効率的・効果的にデータの収集業務及び公開を行えるよう、これら3システムの機能を見直し、各システム（機能）間で効率的・合理的に連携できるようこれら機能を統合した新たなシステムを設計・構築（以下「新システム」という。）する。

(ウ) 環境放射線データの収集及び新システムの運用・管理

環境放射線データを収集し、構築した新システムを用いて収集したデータをデータベース化し、Webサイト上に公表できるよう、環境放射線データベース等に係るシステム更改及び運用・管理業務（以下「本業務」という。）を行う。

(1) – 2 対象業務の内容

受託者が実施する結果収集事業の主な内容は以下のとおりである。

ア 新システムの設計・構築

現行システムのメニュー（機能）を見直し、必要な機能を追加し、又は不要な機能を削除するなどして整理を行う。特に管理システム及びMPシステムに相当する部分については、基本的には現行の機能と同等のものとなるよう設計することとするが、公開システムに相当する部分については、現行の収載情報を網羅しつつも、利用者の関心やデータ利用目的を踏まえたサイト構成となるように新設計する。

イ 放射線監視結果等の収集管理

①環境放射線データの収集

放射線監視結果等から得られた環境放射線データを収集する。データは、以

以下の公開される報告書、システム等から収集を行う。収集するデータの内容については、環境放射線データベースのサイトを参照。

<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

1) 放射線監視結果報告書

以下のサイトにリンクされる 24 道府県のサイト等のデータを収集する。

[原子力規制庁サイト：「原子力施設周辺の道府県等における環境放射線モニタリングデータ」]

<https://www.nra.go.jp/activity/monitoring/sisetu.html>

2) 海洋放射能調査結果報告書

以下のサイトに掲載されるデータを収集する。

[原子力規制庁サイト：「海洋環境における放射能調査及び総合評価」]

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/docs/reps>

3) 環境放射能水準調査における計測データ

当庁からデータを提供する。

4) 環境放射能水準調査におけるモニタリングポストによる空間線量率

環境放射能水準調査（47 都道府県を対象とした環境中の放射能の水準を調査する委託事業）により各都道府県に設置しているサーバから、モニタリングポストのリアルタイムの測定結果を収集する。

5) その他、必要に応じて当庁が指定する報告書等からデータを収集する。

②収集データの管理

収集した報告書等に記載されているデータを新システムへ入力し、データを管理する。

③新システムの運用・管理

新システムについて、定期的に保守を実施するなど事業の実施に支障がないよう適切に運用・管理すること。障害が発生した場合は、原因調査、障害復旧を行うものとする。

ウ 学識経験者による委員会の実施

環境放射能に関する学識経験者等で構成する委員会において、調査結果及びデータの公開方法等について審議するため、委員の選定から審議用の資料の作成及び委員会の運営など事務局を担うものとする。また、過去に開催された委員会の委員及び議題、議事の内容等は、別途閲覧できるようにする。

(1)－3 本業務の引継ぎ

ア 現行受託者からの引継ぎ

当庁は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、当庁から別途調達予定の「令和6年度原子力施設等防災対策等委託費（放射線監視結果収集）事業」の受託者（以下「令和6年度現行システム事業受託者」という。）及び本業務の受託者（以下「システム更改事業受託者」という。）に対して必要な措置を講ずるとともに、

令和6年度末を目途に引継ぎが完了したことを確認する。システム更改事業受託者は、令和6年度のシステム構築及び令和7年度以降の事業実施に当たり、放射線データの収集・データベース化・公開等に係る業務内容・実施状況に関し、業務内容を明らかにした書類等により令和6年度現行システム事業受託者から積極的に業務等の引継ぎを受けるものとする。さらに、令和6年度においては、現行システムから新システムへのデータ移行が円滑に進むよう、システム更改事業受託者は、令和6年度現行システム事業受託者と密接に連携して業務を実施するものとする。なお、その際の引継ぎに必要となる経費は、令和6年度現行システム事業受託者の負担とする。

イ 本業務期間満了の際の引継ぎ

当庁は、令和12年3月まで実施する本業務の終了に当たっては、本業務の内容に係る引継ぎが円滑に実施されるよう、システム更改事業受託者及び令和12年度の後継事業の受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受託者が変更になる場合には、システム更改事業受託者は、当該業務の開始日までに業務内容を明らかにした書類等により、令和12年度の後継事業の受託者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、受託者の負担となる。

(2) 事業実施に当たり確保されるべき質

本事業は、新たに構築するシステムを円滑に遂行するための更新整備するものであるため、新システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。そのため、本業務を実施するに当たり、受託者が確保すべき対象業務の質は、以下のとおりとする。

ア 新システムの稼働率

新システムの目標稼働率について、IPA（情報処理推進機構）が定める非機能要求グレードのモデルシステム（※）のうち「社会的影響が殆ど無いシステム」を選定し、目標稼働率を99%とすること。ただし、新システムのうちウェブサイト公開に係る部分については「社会的影響が限定されるシステム」を選定し、目標稼働率を99.99%とすること。ただし、計画的な停止及び本事業に影響のない一部機能のみの停止については除く。

※IPA（情報処理推進機構）非機能要求グレード

システムの稼働率(%)

{ 1 - (1か月の停止時間) ÷ (1か月の稼働予定時間) } × 100

※1か月の稼働予定時間は計画停電等を除く

イ 本事業に必要な報告書の収集（遺漏の有無）

本事業では、放射線監視結果等の収集・公開に係る作業を実施することとなるため、都道府県等が発行する報告書を収集し、ウェブサイトで公開するまでの一連の作業を実施する。これらの作業については、原則、報告書を発行した当該年度内に遺漏なく収集し、ウェブサイトで公開すること。

ウ 新システム利用に関する満足度調査

新システムへのデータ提供元に対して、年に1回の割合で次の項目の満足度についてアンケートを実施し、その結果の基準スコア（70点以上）を維持すること。

- ・問い合わせから回答までに要した時間
- ・回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・回答又は手順に対する結果の正確性
- ・担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同50点）、「やや不満」（同30点）、「不満」（同0点）で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

エ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

オ 新システム運用上の重大障害件数

長期にわたりシステムが正常に稼動できない、保有するデータが喪失した等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

4 実施期間

令和6年4月8日から令和12年3月31日まで

5 受託事業者が原子力規制庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本事業の適正かつ確実な実施の確保のために本契約により受託者が講ずべき措置に関する事項

（1）受託者が当庁に報告すべき事項、当庁の指示により講じるべき措置

① 報告等

ア 受託者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当庁に提出しなければならない。

イ 受託者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変

更が生じたときは、直ちに当庁に報告するものとし、当庁と受託者が協議するものとする。

ウ 受託者は、契約期間中において、上記イ以外であっても、必要に応じて当庁から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

ア 当庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対し必要な報告を求め、又は当庁の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

イ 立入検査をする当庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

当庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受託者に対し、必要な措置を探るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 受託者は、本業務の実施に際して知り得た原子力規制委員会の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は受託業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 受託者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受託者からの文書による申出を当庁が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 受託者は、当庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 受託者は、当庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③受託業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受託者の事業責任者及び受託業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、誓約書を契約後速やかに当庁に提出しなければならない。

オ アからエまでのほか、当庁は、受託者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を探るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受託者が講じるべき措置

① 受託業務開始

受託者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

② 権利の譲渡

受託者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当庁の事前の承認を得たときは、この限りではない。

③ 権利義務の帰属等

ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 受託者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当庁の承認を受けなければならない。

④ 契約不適合責任

ア 当庁は、受注者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（その不適合が当庁の指示によって生じた場合を除き、受注者は当該指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかつた場合を含む。）において、その不適合を当庁が知った時から起算して1年以内にその旨の通知を行つたときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、当庁に不相当な負担を課するものでないときは、当庁が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

イ 上記アの場合において、当庁が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ウ 上記ア又はイの場合において、当庁は、損害賠償を請求することができる。

⑤ 再委託

ア 受託者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を当庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。

ウ 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

エ 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

オ 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。

カ 再委託を行う場合、再委託先が実施要項に示す要件を満たすこと。

キ 上記カによる再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を当庁に提出し、承認を受けること。

ク 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

ケ 再委託先において、仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、当庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

⑥ 契約内容の変更

当庁及び受託者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑦ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当庁は、次のいずれかに該当するときは、受託者にその旨を通知するとともに、受託者と協議の上、契約を変更することができる。

ア ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。

イ セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。

ウ その他の事情等により業務量に変動が生じるとき。

⑧ 契約の解除

当庁は、受託者が次のいずれかに該当するときは、受託者に対し委託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、受託者は当庁に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当庁の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受託者は、当庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

ア 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

イ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになつた場合。

ウ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになつた場合。

エ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

オ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契

約を継続させているとき。

⑨ 談合等不正行為

受託者は、談合等の不正行為に関して、当庁が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

⑩ 損害賠償

受託者は、受託者の故意又は過失により当庁に損害を与えたときは、当庁に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当庁から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金があるときは、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について支払済額とみなす。

⑪ 不可抗力免責・危険負担

当庁及び受託者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当庁が物件を使用することができなくなったときは、受託者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

⑫ 金品等の授受の禁止

受託者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑬ 宣伝行為の禁止

受託者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑭ 法令の遵守

受託者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑮ 安全衛生

受託者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑯ 記録及び帳簿類の保管

受託者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑰ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当庁と受託者との間で協議して解決する

6 受託事業者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が負うべき責任に関する事項
本業務を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本業務に従事する者

が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、以下のとおりとする。

- (1) 当庁が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当庁は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、当庁が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当庁の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は当庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分を求償することができる。

7 事業の実施体制及び実施方法の概要

受託事業者は、環境放射能水準調査その他の原子力規制庁の指定する事業の放射線測定結果に関する報告書を収集し、放射能データの抽出・データベース化等を行うとともに、当該データベース情報の公開を含むウェブサイトの運営管理を実施する。また、これらの業務に先立ち、当該業務を効果的に実施するためのシステムを構築し、当該システムの管理を行う。実施体制及び実施方法については、原子力規制庁の要求に迅速に対応できるよう、業務実施責任者の監督の下、業務調整・連絡担当、システムの更改及び運用・管理担当並びに契約関係担当が連携して本事業を実施する。